

議案第 50 号

市道路線の変更について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 2 項の規定により、市道路線を別紙のとおり変更したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

変更路線調書

分類	新旧	番号	路線名称	起点(から) 終点(まで)	延長 (M)	幅員 (M)	備考
1	新	127	彦谷北宿線	向副 北宿21-6番地先	9087.0	0.50~14.30	
	旧	127	彦谷北宿線	向副 北宿	9007.7	0.50~14.30	
2	新	444	矢倉脇平線	矢倉脇35-2番地先 矢倉脇1-5番地先	291.8	1.70~3.00	
	旧	444	矢倉脇平線	矢倉脇35-2番地先 矢倉脇254番地先	283.0	1.70~3.00	
3	新	631	南宿線	北宿1-1番地先 南宿	3137.0	0.50~11.20	
	旧	631	南宿線	南宿 南宿	3086.8	0.50~4.50	
4	新	713	御幸が丘5号線	御幸辻766-1番地先 御幸辻770-45番地先	116.0	2.93~4.29	
	旧	713	御幸が丘5号線	御幸辻766-6番地先 御幸辻770-45番地先	95.5	2.93~4.29	
5	新	1601	フルーツライン1号線	清水529-3番地先 学文路451-3番地先	4254.4	6.40~13.05	
	旧	1601	清水西畑幹線	清水字石井529-3番地先 清水字三ツ池773番地先	274.7	8.50~13.05	